

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	区間
50199	5地区199号線	高田191番1地先 高田1040番1地先
50200	5地区200号線	高田812番1地先 高田818番1地先